

タクシー運賃改定のお知らせ

日頃より、栃木県のタクシーをご利用いただきましてありがとうございます。
このたび、タクシー運賃の変更について、関東運輸局から下記のとおり認可されましたので、**6月22日**より、新たな運賃により実施させていただくことになりました。

この新運賃により、近年の燃料価格高騰への対応及びタクシー乗務員の労働環境を改善し、人材確保を図ることとしております。

今後も、より一層お客様に安心・安全・快適にご利用いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただき、倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

区 分	特 大 車	大 型 車	普 通 車
距離制運賃	初乗運賃 最初の0.9キロメートルまで 560 円 加算運賃 197メートル増すごとに 100 円	初乗運賃 最初の0.9キロメートルまで 530 円 加算運賃 208メートル増すごとに 100 円	初乗運賃 最初の0.9キロメートルまで 500 円 加算運賃 221メートル増すごとに 100 円
時間距離併用運賃	時速10キロメートル以下の走行時間について1分15秒までごとに 100 円	時速10キロメートル以下の走行時間について1分15秒までごとに 100 円	時速10キロメートル以下の走行時間について1分20秒までごとに 100 円
割増運賃	深夜・早朝割増 22時から翌朝5時まで 2 割 増		
迎車回送料金	0.9キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃を限度とする。		
時間制運賃	30分までごとに 5,940 円	30分までごとに 5,340 円	30分までごとに 4,140 円

実施日 令和8年6月22日(月)

一般社団法人 栃木県タクシー協会